

10月1日から、夕焼け小焼けのチャイムを午後4時30分に変更します(防災課)

家庭ごみ指定収集袋の減免申請臨時窓口を開設

市は、一定の要件に該当する世帯を対象に、ごみ処理手数料の減免措置として、家庭ごみ指定収集袋を交付しています。

11月(令和6年10月の1年分の減免申請臨時窓口を左表のとおり開設します。対象の世帯の方には、原則として申請と同時に家庭ごみ指定収集袋を交付します。代理の方の申請も可能です。なお、複数の要件を満たしても、重複して交付することはできません。

昨年度申請し、今年度も減免対象となる世帯には10月下旬に申請書を発送します。

臨時窓口	
11月7日(火)	午前9時～午後5時
8日(水)	午前9時～午後8時
9日(木)	午前9時～午後5時
10日(金)	午前9時～午後8時
11日(土)	午前9時～午後4時
12日(日)	午前9時～午後4時

場所は市役所3階第一・第二議員会議室

●減免対象となる世帯 ▼生活保護を受けている▼中国残留邦人等支援法の支給を受けている▼児童扶養手当、または特別児童扶養手当を受給している▼老齢福祉年金(※)を受給している▼身体障害者手帳1級・2級の方(※)がいて、世帯全員が市民税非課税▼愛の手帳1度・2度の方(※)がいて、世帯全員が市民税非課税▼精神障害者手帳1級・2級の方(※)がいて、世帯全員が市民税

非課税▼要介護4・要介護5の方(※)がいて、世帯全員が市民税非課税▼市長が特別な理由があると認められた方が対象の制度で「老齢基礎年金」とは異なります。

※大正5年4月1日以前に生まれた方が対象の制度で「老齢基礎年金」とは異なります。

ごみ出しが困難な方を支援しています

申請方法など、くわしくはごみ対策課にお問い合わせください。

●ごみ出しサポートシール事業 ふた付きの容器を用意した方に、市が「ごみ出しサポートシール」を発行します。サポートシールを貼ったふた付きの容器を使って、収集日より前にごみや資源を出すことができます。

●ごみ出し支援事業 玄関前からごみ集積所までのごみ出しの支援と、声かけによる見守りを行います。対象に該当するか分からない場合はお問い合わせください。集合住宅にお住まいで、自らごみを出すのが困難であり、次のいずれかに該当する方のみで構成されている世帯▼要介護3～5の認定を受けている方▼身体障害者手帳1級・2級の方▼精神障害者手帳1級の方▼上記の世帯に準じると市長が認める世帯

●受付窓口 ▼ごみ対策課(総合サイクルセンター3階) ▼市役所(環境対策課(2階79番窓口)、障害福祉課(1階1番窓口)、

家電リサイクル品は適正に処分を

テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、市では処理できません。家電リサイクル法に基づいて適正に処分してください。くわしくは販売店にご相談ください。

●ご自身で処分する場合は、郵便局でリサイクル料金(メーカーや大きさ等により異なります)を振り込み、家電リサイクル券(領収書)を用意して、品物とともに家電リサイクル品引取所の日通東京西運輸株式会社(524)3217(泉町935番地(立飛企業内))に持ち込んでください(午前9時～正午、午後1時～4時30分。日曜日、祝日を除く。土曜日は不定期で受け付けます)。正しく処理できない場合があるので、分解せずに持ち込んでください。

●ご自身で持ち込むことができない場合は、家電リサイクル品引取所までの運搬を収集運搬業者に依頼することもできます(別途運搬料が必要)。収集運搬業者の紹介を希望する方は、お問い合わせください。

●ごみ対策課・内線6752

「てまえどりPOPによるフードロス削減キャンペーン」を実施します

市は、フードロス削減に向けた取り組みの一環として、「てまえどりPOPによるフードロス削減キャンペーン」を実施します。

ス削減キャンペーン」をフードロス削減月間(10月1日(日)～31日(火))にあわせて実施します。

これは、市が作成した「すぐに食べるときは手前の商品から取って」という内容のPOPを市内の協力店舗内の棚に掲示してもらい、消費者に「てまえどり」をお願いするものです。「てまえどり」を積極的にを行い、フードロスの削減にご協力ください。

●協力店舗の一覧などくわしくは、市ホームページをご覧ください。

●ごみ対策課・内線6757

外国籍の方も国民年金の加入が必要です

国民年金は、国内に住所がある20歳～59歳の外国籍の方も加入が必要です。受給要件を満たせば請求により老齢基礎年金、病气やけがにより障害が残ったときの障害基礎年金、被保険者が亡くなった場合に配偶者や子に遺族基礎年金が支給されます。また帰国等により受給要件を満たさなかった場合も、6か月以上の支払いがあれば帰国後2年以内に脱退一時金が請求できます。なお、厚生年金、共済組合に加入の方や、その被扶養配偶者の方は、国民年金に加入する必要はありません。

●市保険年金課国民年金係・内線1395、日本年金機構立川年金事務所(523)0352



シェアサイクルでナナタマ!(多摩7市)の観光地「つなごう」キャンペーン

実施期間: 10月1日(日)～11月30日(木)

多摩7市(立川市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、武蔵村山市)のいずれか2市の観光地を「HELLO CYCLING」のシェアサイクルを使って周遊すると、次の利用が200円引きになるクーポンがもらえます。くわしくは市のホームページ、「HELLO CYCLING」のアプリ、キャンペーンホームページ(右2次元コードからアクセス可)をご覧ください。

●「HELLO CYCLING」の利用方法等について=お客様サポート窓口☎050(3821)8282(午前9時～午後6時) ●市のシェアサイクルについて=市交通対策課自転車対策係・内線2286



今年も開催!

歩いて、買って、集めよう くるりんスタンプラリー

12月17日(日)までの間、スタンプラリーの冊子を持って、商店街の対象店舗で買い物や食事をするとスタンプがもらえます。スタンプを3つ集めると、旅行券やお食事券などの景品に応募できます。冊子は、市役所、多摩モノレール立川北駅・立川南駅などで配布しています。

スマートフォンでの参加も可能です。くわしくは「くるりんスタンプラリー」のホームページ(右2次元コードからアクセス可)をご覧ください。

●立川市商店街振興組合連合会☎(527)2788、市産業振興課商工振興係・内線2645

台紙となる冊子にはお得情報も満載

